姫路市立東小学校
いじめ防止基本方針

令和６年　改訂版

姫路市立東小学校　いじめ防止基本方針

令和６年４月１日（改訂版）

はじめに

いじめは，いじめを受けた子供の心に長く深い傷を残すものであり，人間として，絶対に許されない人権侵害である。また，いじめは，どの学校にも，どの学級にも，どの子供にも起こり得るものであるという基本的認識のもと，日常的にいじめの未然防止に取り組む。本校児童が，楽しく豊かな学校生活が送ることができるよう，いじめのない学校づくりを推進する。

１　いじめの定義

「いじめ」とは，「児童生徒に対して，当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって，当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

また，個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は，表面的・形式的にすることなく，いじめられた児童の立場に立つことが必要である。

（平成２５年９月２８日施行　「いじめ防止対策推進法　第２条」より）

２　本校におけるいじめ防止のための基本的な姿勢

本校は，「“いのち”ゆたか」の学校教育目標のもと，生命の尊厳と人権尊重の精神を基盤とし，

- ○　心身ともに健康でたくましい体力を備え，よりよい環境づくりにたくましく取り組む子
- ○　命と人権を大切にする心を培うとともに，思いやり，倫理観，社会性，国際性を備えた心豊かなあたたかい子
- ○　自ら考え判断し，進んで学び続けようとする意欲と実践力のある子

を育成し，保護者・地域から信頼される教育活動を推進している。

すべての児童が安心して学校生活を送り，充実した様々な活動に取り組むことができるよう，いじめ防止に向け，日常の指導体制を整備し，いじめの未然防止を図りながら，いじめの早期発見に取り組むとともに，いじめを認知した場合には，関係諸機関との連携を図り，適切且つ迅速に解決するために「学校いじめ防止基本方針」を定める。

３　学校におけるいじめの防止等の対策のための組織と役割

(1) いじめ対応チームの設置

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため，「いじめの防止等の対策のための組織」として，「いじめ対応チーム」を置く。

(2) いじめ対応チームの構成

校長，教頭，生活指導担当，日本語指導担当，学年担当，養護教諭，特別支援教育コーディネーター，スクールカウンセラー，その他の必要な関係者

(3) いじめ対応チームの役割

ア　学校いじめ防止基本方針（以下「学校基本方針」という。）に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割

イ　いじめの相談・通報の窓口としての役割

ウ　いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録，共有を行い，いじめか否かの判断をする役割

エ　いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開き，いじめ情報の迅速な共有，関係のある児童への事実関係の聴取，指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割

オ　重大事態が発生した際に，速やかに事実関係を明確にするための調査を行い，当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図る役割

カ　調査を基に事実を確認の上，報告を行う役割

キ　保護者や地域社会での情報提供を判断し，行う役割

ク　学校基本方針の点検・見直しを行う役割

(4) 調査を行うための組織

① 学校が主体となる場合

各学校に設置しているいじめ対応チーム等の校内組織を母体とし，当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加え，「学校いじめ防止基本方針」に従って調査を行う。

教育委員会は「学校サポート・スクラムチーム」内の「いじめ問題等支援チーム」を派遣し，適切な指導，助言，支援を行う。

② 教育委員会が主体となる場合

「姫路市いじめ問題調査委員会」が教育委員会の諮問に基づき調査を行う。調査を行う委員は，職能団体や大学，学会からの推薦等により参加を得て，当該調査の公平性・中立性を確保する。

(5) 学校評価・教員評価の改善

学校基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置づけ，評価結果を踏まえてその改善に取り組み，児童生徒や地域の状況を踏まえた目標づくり，組織的対応の取組を評価する。

いじめ対応チーム関係図

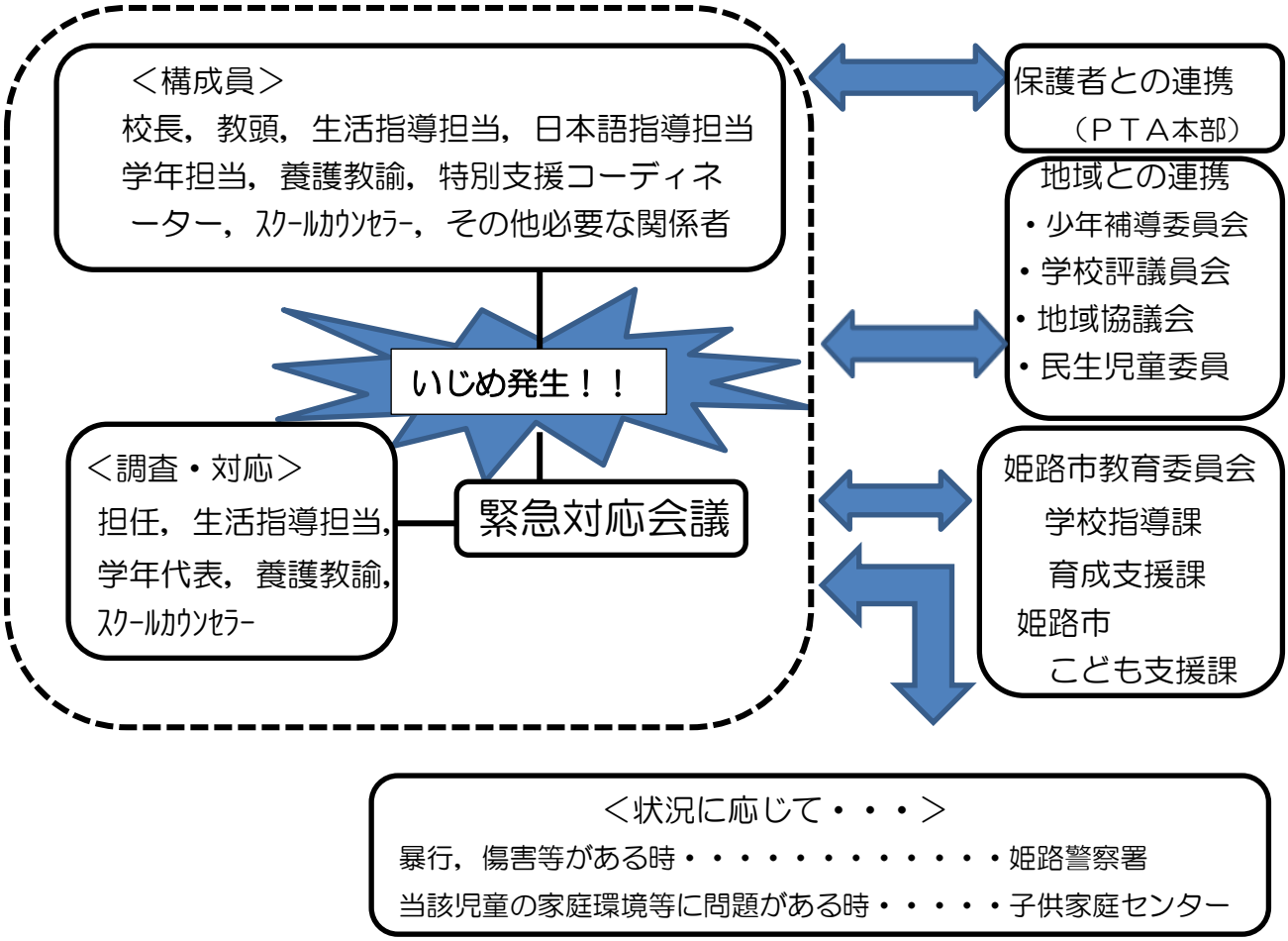

４ いじめの未然防止の取組

様々な活動等を通して，児童一人一人が認められ，互いに相手を思いやる関係づくりに学校全体で取り組む。また，教師一人一人がわかりやすい授業を心がけ，児童に学習に対する達成感や成就感を味わわせ，自尊感情を育むことができるように努める。児童が「いじめは絶対に許されないことである」という認識を持つように、教育活動全体を通して指導を行う。

取　組	ねらい	具体的な内容
人権教育の充実	全ての人々の基本的人権を尊重する精神を高め，身近な生活の中での不合理や差別に気付かせ，それを解決しようとする意欲や実践力を育てる。	・人権教育授業参観 ・保護者への啓発活動（PTA 人権学習） ・校区人権教育 ・人権講演会 ・人権フォーラム

道徳教育の充実	互いの人格を認め，温かい思いやりに満ちた人間関係を育て，発達段階に応じた道徳性を高める。	・「いじめをしない，許さない」という心情を深める資料の選定 ・思いやりや生命を大切にする指導の充実と授業の工夫
体験的活動の充実	人権尊重の精神を基盤にし，体験を通して，互いに認め合い，助け合って，明るく住みよい地域や社会，学校を作る心情・態度・実践力を育てる。	・生涯クラブの方々を招待しての昔遊び体験（１年生） ・市川台保育所，城東幼稚園児を招いてのふれあい給食（５年） ・市川台保育所との合同運動会，音楽会 ・アジアの遊び（１・２年生）
児童が自ら主体的に行う取組の充実	自分たちの学校生活をよりよくするため，仕事を分担し，主体的に共同で活動することを通して，社会的生活態度を身につける。	・児童集会 ・委員会活動 ・代表委員会活動 ・縦割り班活動 ・クラブ活動
保幼小連携，小中一貫教育の推進による人間関係力の育成と学力向上	保幼小連携，小中一貫教育を通して，いわゆる「小１プロブレム」「中１ギャップ」をはじめとした，生活面における課題の解消を図ることで，豊かな人間関係を構築し，学力の向上を図り，自己有用感，自尊感情を育てる。	・小学校就学前プログラムによる，「小１プロブレムの解消」 ・小中一貫カリキュラムに基づく，わかる，楽しい授業による学習活動の推進。 ・保幼小中教職員が協働による園児，児童，生徒の実態把握。 ・小中合同研修会 （ｶｳﾝｾﾘﾝｸﾞ ﾏｲﾝﾄﾞ 研修） ・保幼小合同研修会 （就学前，就学後研修）
学力向上に向けた教職員研修体制の充実	基礎基本となる知識技能を確実に身につけさせ，学力の向上を図る。	・全体による校内研修 ・若年層研修 （講師はベテラン教師） ・３部会に分かれた部会研修 ・ICT 機器活用研修 ・情報モラル・デジタルシチズンシップ研修

東地区地域協議会による地域の各種団体との連携	連合自治会をはじめとする地域の各種団体との連絡を密にし，地域における子どもたちの生活の様子についての情報を共有する。	・東地区地域協議会への出席 ・各種団体（連合自治会，ＰＴＡ，防犯，消防団，民生委員児童委員）との協議を通して子供たちの地域における生活の様子をつかむ。 ・緊急の事態における協働体制を確立しておく。

５　いじめの早期発見の取組

「いじめはどの学校でも，どの児童にも起こりうるものである」という基本認識に立ち，全教職員が児童の様子を見守り，適切な対応を行う。日常的な観察をきめ細やかに行うことにより児童の小さな変化を見逃さない。おかしいと感じた児童がいる場合には，全教職員が気づいたことを共有し，大勢の目で児童を見守る。「いじめ」を大人に伝えることは正しい行いであるという認識を持たせる。また，生活アンケートを行い，児童の人間関係や悩みを把握し，いじめのない学校づくりを目指す。

取　組	ねらい	具体的な内容
日々の観察	子どもたちと共に過ごす機会を積極的に設け児童の様子や人間関係を把握する。	・休み時間や放課後などの巡回指導や目配り。
いじめ実態調査 アンケート	いじめ調査アンケート（生活アンケート）を実施し，情報収集を図る。	・学期に１回行う。必要に応じて学年・学級で行う。（記名・無記名，又は選択・併用等の他記入しやすい状態で実施する。）
教育相談 （学校カウンセリング） （東っ子教育相談）	日ごろから気軽に相談できる環境を作り，児童理解に努める。	・学級担任による面談。 ・スクールカウンセラーによる面談。 ・必要に応じて，養護教諭・特別支援コーディネーターも入る。
連絡帳，通信の活用	担任と保護者が日頃から連絡を密に取り，信頼関係の構築を図る。	・学校側の取組についての情報を伝えたり，家庭での様子や友人関係についての情報を集めたりする。

職員間での情報交換，連絡，相談 定例委員会 (生活指導委員会)	全職員で情報を共有し，早期対応を図る。	・報告，連絡，相談を確実に行い，学校全体で組織的に対応する。 ・いじめ問題を学校全体で組織的に対応するために情報交換をしたり，事例研究をしたりする。
１日の振り返り指導	振り返りの内容から交友関係や悩みを把握し，指導に活かす。	・日々の振り返りを学年の発達段階に応じて行う。
保護者懇談 家庭訪問	保護者や家庭と連絡を取り，情報収集に努め，協力を求める。	・生活状況を把握する。

６　いじめの早期対応

いじめの兆候に気づいた時は，問題を軽視することなく，早期に事実関係の把握を行い対応する。

(1)　いじめの積極的な認知

ア　いじめの兆候を発見した際は，教育委員会と定期的な情報交換により，情報の共有やいじめの認知件数の把握を行う。

イ　いじめにあたるか否かの判断は，表面的・形式的にすることなく，いじめられた児童の立場に立って積極的に認知を行う。

ウ　けんかやふざけ合いであっても，見えない所で被害が発生している場合もあるため，背景にある事情を調べ，児童の感じる被害性に着目し判断する。

(2)　児童生徒の指導・支援

ア　いじめを受けた児童や，情報提供した児童を保護し，心配や不安を取り除く。

イ　いじめを行った児童に相手の苦しみや痛みに思いを寄せる指導を十分に行い，「いじめは，決して許されない行為である。」という厳しい指導を行うと共に，人間的成長につながるよう働きかけを行う。

ウ　いじめを行った児童といじめを受けた児童の関係修復の場を設定する。

エ　はやしたてるなど同調していた児童に対しては，それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。

オ　いじめを見ていた児童にも，自分の問題として捉えさせ，いじめを止めさせることはできなくても，誰かに知らせる勇気を持つよう指導する。

(3)　いじめの解消

単に謝罪をもって安易に解消とせず，少なくとも次の２つの要件が満たされていることを確認する。

ア　心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が,少なくとも３か月は継続していること。

イ　いじめを受けた児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないことが本人及び保護者への面談等により確認されていること。

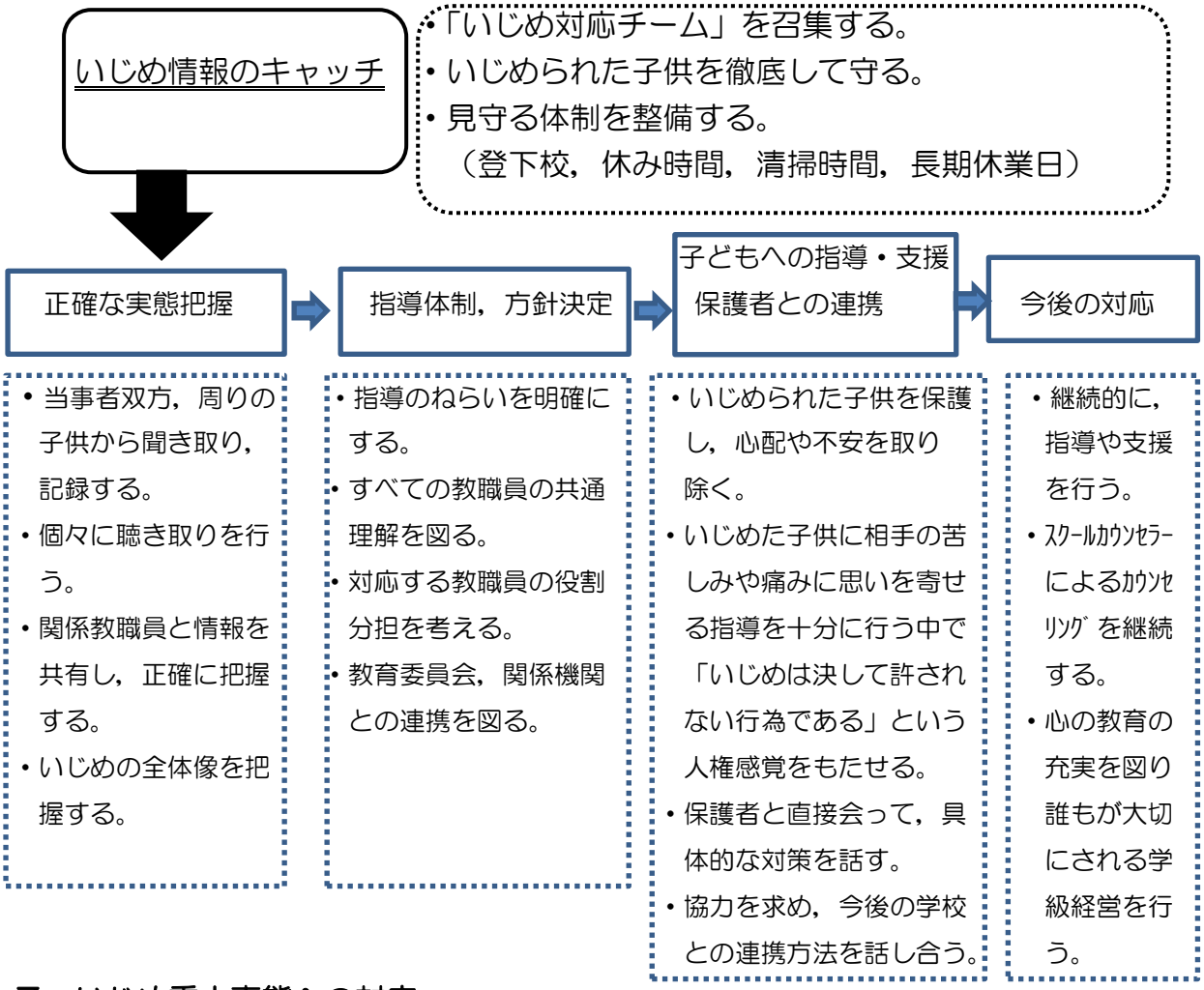

７　いじめ重大事態への対応

重大事態とは,「いじめ防止対策推進法第２８条第１項」にある

ア　いじめにより生命，心身又は財産に重大な被害が生じた疑い,

イ　いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合を重大事態とする。

(1)　学校の下に，重大事態の調査組織を設置

ア　学校に設置しているいじめ対応チーム等の校内組織を母体とし，当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加え,「学校いじめ防止基本方針」に従って調査する。

教育委員会より,「学校サポート・スクラムチーム」内の「いじめ問題等支援チーム」の派遣を依頼し，適切な指導，助言，支援を受ける。

⑵　調査組織で，事実関係を明確にするための調査を実施

ア　いじめ行為の事実関係を，可能な限り網羅的に明確にする。この際，因果関係の特定を急ぐべきではなく，客観的な事実関係を速やかに調査する。

イ　調査主体に不都合なことがあったとしても，事実にしっかりと向き合う姿勢をもつ。

ウ　これまでに学校で先行して調査している場合も，調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施する。

⑶　いじめを受けた児童及び保護者に対して情報を適切に提供

ア　調査により明らかになった事実確認について，情報を適切に提供する。

イ　関係者の個人情報に十分配慮する。ただし，いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。

ウ　得られたアンケートは，いじめられた児童や保護者に提供する場合があることを念頭におき，調査に先立ち，その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置をとる。

⑷　調査結果を学校の設置者に報告

ア　いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合には，いじめを受けた児童又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け，調査結果に添えるようにする。

⑸　調査結果を踏まえた必要な措置

８　特別な支援を必要とする児童への配慮

特別支援学級に在籍する児童，もしくは，通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童に対するいじめの未然防止・早期発見・早期対応に特に配慮する。

また，いじめを許さぬ心を育てていくため，個々の児童を尊重するインクルーシブ教育の推進が必要であり，特別支援学級と通常学級との交流を進める。

９　インターネットやソーシャルメディア利用によるいじめへの対応

インターネットの危険性やネット上のトラブルについて最新の動向を把握し，児童に対して，インターネットの正しい活用法など情報モラル教育を充実させるとともに，情報モラルに関する教職員の指導力の向上や，警察等関係機関と連携した指導，児童，保護者への啓発に努める。

・ パソコンや携帯電話，スマートフォン等の利用に関して，市教委の指導員を招聘し，指導を仰ぐと共に，マナーやルールづくり等について保護者に依頼する。

・ インターネットやソーシャルメディアの特殊性による危険性について，最新の情報を把握して，児童や保護者に啓発する。

・ インターネットやソーシャルメディア利用によるいじめを認知した場合は，書き込みや画像の削除などの迅速な対応を図ると共に，場合によっては警察や法務局等の関係機関と連携して対応する。

１０　いじめ防止に係る年間計画

※ 年間を通じて，日々の観察，道徳・人権教育によりいじめ防止啓発を行う。

※ 職員会議，生活指導委員会において，気になる児童に関する共通理解，情報共有を行う。

※ 問題が生じた場合，即座にいじめ対応チーム会議を開く。

月	職員会議等	未然防止に向けた取組	早期発見に向けた取組	保護者・地域との連携
4	○生活指導・いじめ対策に関わる共通理解 【職員会議】 【生活指導委員会】	○学級ルール作り ○係活動・当番活動決定 ○児童会集会活動	○ｽｸｰﾙｶｳﾝｾﾗｰの，児童・保護者への周知 ○児童会集会活動	○ＰＴＡ役員会 ○ＰＴＡ総会 ○個別懇談会 ○地域協議会
5	○いじめ対応チーム会議 【職員会議】 【生活指導委員会】	○１年生を迎える会 ○運動会練習 ○運動会	○運動会練習 ○運動会	○地域協議会
6	○東光中ブロック小中一貫教育推進委員会 【職員会議】 【生活指導委員会】	○小中合同東光中ブロックあいさつ運動 ○縦割り班活動	○生活ｱﾝｹｰﾄ	○校区人権推進委員会 ○校区人権教育学習会 ○地域協議会 ○東光中校区愛護育成会総会並びに講演会 ○ｵｰﾌﾟﾝｽｸｰﾙ ○学校評議員会
7	○ｶｳﾝｾﾘﾝｸﾞﾏｲﾝﾄﾞ研修 【職員会議】 【生活指導委員会】 ○県，市主催のライフスキル教育研修会への参加	○夏季休業前生活指導 ○縦割り班活動		○ＰＴＡ役員会 ○地域協議会 ○個別懇談会 ○校区民生委員との連絡会
8	【職員会議】 【生活指導委員会】			

9	【職員会議】 【生活指導委員会】	○新学期学級指導 ○縦割り班活動		○地域協議会
10	【職員会議】 【生活指導委員会】	○児童会集会活動 ○縦割り班活動	○児童会集会活動	○地域協議会
11	【職員会議】 【生活指導委員会】	○小中合同東光中ブロックあいさつ運動 ○縦割り班活動 ○修学旅行（６年） ○自然学校（５年） ○音楽会練習 ○音楽会	○生活ｱﾝｹｰﾄ ○音楽会練習 ○音楽会 ○修学旅行にむけての指導（６年） ○自然学校にむけての指導（５年）	○地域協議会 ○学校評議員会
12	【職員会議】 【生活指導委員会】	○冬季休業日にむけての指導 ○縦割り班活動		○地域協議会 ○個別懇談会
1	【職員会議】 【生活指導委員会】	○冬季休業中 校区内巡回補導 ○人権フォーラム ○縦割り班活動		○地域協議会 ○学校評議員会
2	【職員会議】 【生活指導委員会】 ○学校評価	○小中合同東光中ブロックあいさつ運動 ○小中合同家族ふれあいウィーク ○縦割り班活動	○生活ｱﾝｹｰﾄ	○地域協議会 ○学校関係者評価
3	【職員会議】 【生活指導委員会】 ○いじめ対応チーム会議	○児童会集会活動 ○春季休業日にむけての指導 ○縦割り班活動	○児童会集会活動	○地域協議会

※ライフスキル教育プログラムを活用した取組

学年	１学期	２学期	３学期
５年	個性的であること	上手に聞こう	素晴らしい友達
６年	目標に取り組もう	友達をほめよう	わたしの伝えたいこと

１１　いじめ早期発見のためのチェックリスト

いじめが起こりやすい・起こっている集団

□朝いつも誰かの机がまがっている
□教職員がいないと掃除がきちんとできない
□個人の掲示物が破れていたり落書きがあったりする
□グループ分けをすると特定の子供が残る
□班にすると机と机の間に隙間がある
□特定の子供に気を遣っている雰囲気がある
□学級やグループの中で絶えず周りの顔色をうかがう子供がいる
□自分たちのグループだけでまとまり，他を寄せつけない雰囲気がある
□些細なことで特定の子供を誹謗中傷するグループがある
□授業中，教師にわからないように手紙を回す子供がいる

いじめられている子

◎日常の行動・表情の様子
□わざとらしくはしゃいでいる　□おどおどしている
□いつもみんなの行動を気にし，目立たないようにしている
□下を向いて視線を合わせようとしない　□顔色が悪く，元気がない
□早退や一人で下校することが増える　□遅刻・欠席が多い
□腹痛など体調不良を訴えて保健室へ行きたがる
□友だちに悪口を言われても言い返さなかったり，愛想笑いをしたりする

◎授業中・休み時間
□発言すると友だちから冷やかされる　□一人でいることが多い
□班編成のときに孤立しがちである　□教室に遅れて入ってくる
□学習意欲が減退し，忘れ物が増える　□教職員の近くにいたがる

□教職員がほめると冷やかされたり，悪口を言われたりする

◎昼食時

□好きな食べ物を他の子供に分け与える　□食べ物にいたずらをされる

□他の子供の机から机を少し離している　□食事の量が減っている

◎清掃時

□いつも雑巾がけやごみ捨ての当番になっている

□一人離れて掃除をしている

◎その他

□トイレなどに個人を中傷する落書きが書かれる

□持ち物や机，ロッカーに落書きをされている

□持ち物が壊されたり，隠されたりする

□服が汚れていたり，靴の跡がついていたりしている

□ボタンがとれたり，ポケットが破れたりしている

□手や足に擦り傷やあざがある

□けがの状況と本人が言う理由が一致しない

□必要以上のお金を持ち，友だちにおごるなどする

いじめている子

□多くのストレスを抱えている

□家や学校で悪者扱いされていると思っている

□あからさまに教職員の機嫌をとる

□特定の子供にのみ強い意識をもつ

□教職員によって態度を変える

□教職員の指導を素直に受け取れない

□グループで行動し，他の子供に指示を出す

□他の子供に対して威嚇する表情をする

□活発に活動するが他の子供にきつい言葉をつかう